

トラック運転手の労働環境の改善に向けて商慣行の見直しを経営者団体に要請しました

愛媛労働局長（小宮山 弘樹）は、令和6年4月からの自動車運転者の時間外労働の上限規制の適用開始にあたり、トラック運転手の長時間労働の削減をはじめとする労働環境の改善には、荷主企業をはじめ、すべての関係者の理解と協力が必要不可欠であることから、傘下の発着荷主を含む会員企業において、

- 1 トラック運転者の長時間労働の要因となる長時間の荷待ち時間の解消
 - 2 改正改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できない発注の抑制
 - 3 トラック運転者が改正改善基準告示を遵守できるような着時刻の設定
- が実行されるように、愛媛県内の経営者団体に対し、周知・広報の協力を要請いたしました。

要請を行った経営者団体は以下のとおりです。

- ・愛媛県中小企業団体中央会（令和6年3月26日）
- ・愛媛県商工会連合会（令和6年3月27日）
- ・愛媛経済同友会（令和6年3月27日）
- ・愛媛県経営者協会（令和6年3月27日）
- ・愛媛県商工会議所連合会（令和6年3月27日）

要請の様子



愛媛県商工会連合会



愛媛経済同友会



愛媛県商工会議所連合会 愛媛県経営者協会

写

令和6年3月27日

愛媛県商工会議所連合会
会頭 高橋 祐二 殿

愛媛県のトラック運転手の労働条件の改善及び 物流安定確保に向けた商慣行の見直しについて（要請）

我が国は、急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、経済活動を維持し、成長につなげることが喫緊の課題となっています。こうした状況の中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが求められています。

そこで、政府は、働く方の個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指し、最大のチャレンジとして、「働き方改革」の実現に取り組んでいます。「働き方改革」を確実に進めるために、いわゆる「働き方改革関連法」が2019年4月から順次施行されてきましたが、2024年4月からは、時間外労働の上限規制が自動車の運転業務にも適用が開始され、さらに、新たに見直された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改正基準告示」という）」も施行されることとなります。

特に、トラック運転手の労働環境は、全産業平均と比べ約2割労働時間が長い一方で、年間の賃金は低い状況にあることなどから、有効求人倍率は全職種平均より約2倍高く、慢性的な人員不足が続いており、トラック運転手の高年齢化をもたらすなど、トラック運転手の人員確保は厳しい状況となっています。

このように、2024年からの自動車運転手に対する時間外労働の上限規制及び改正基準告示の適用開始、並びに慢性的なトラック運転手の不足等から「2024年問題」と称される、トラック物流の減少や停滞など、いわゆる、運んで欲しいときに荷物を運ぶことができないことや、運ぶことができない荷物の増加が社会問題としてクローズアップされています。愛媛県は、大消費地である首都圏から800キロ以上の遠距離にあることから、日本有数の生産量を誇る柑橘類、水産品や紙加工品に深刻な影響が懸念されます。

そこで、愛媛県はもとより我が国の経済活動並びに国民の安定した社会生活を維持していくために、トラック運送を主とした物流の安定確保が重要となっています。

このため、政府においては、令和5年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」、同年10月に「物流革新緊急パッケージ」、そして本年2月に「2030年度に向けた政府の中長期計画」が取りまとめられ、関係省庁が一体となって強力に取り組を進めているところです。さらに、荷待ち・荷役時間の削減及び多重下請構造の是正に向け、今通常国会に、流通業務総合対策効率化法等の改正案が提出されています。また、愛媛労働局では「荷主特別対策チーム」を設置し、運輸支局に設置された「トラックGメン」とも連携しながら、発着荷主等に対し取引環境の改善について要請を行っているところです。

トラック運転手の長時間労働の削減をはじめとする労働環境の改善には、荷主企業をはじめ、すべての関係者の理解と、協力が必要不可欠であり、本年3月4日に労使団体、愛媛県、愛媛労働局等を構成員とする愛媛働き方改革推進会議において、トラック運送業はもとより愛媛の企業が成長し、愛媛で働くみんながいきいきと働くことができるよう、オール愛媛で商慣行及び消費行動の見直しに取り組むこととする共同宣言を行いました。

つきましては、トラック運転手の労働環境改善及び物流安定確保を図るためにも、以下の事項につきまして、発着荷主を含む傘下会員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

要請事項

- 1 発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちは、トラック運転者の長時間労働の要因となりますので、長時間の荷待ち時間の解消に努めてください。
- 2 改正基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注をトラック運送事業者に対して行わないようにしてください。
- 3 運送業務の発注担当者に、改正基準告示を周知いただくとともに、荷待ち時間を極力発生させないようにしてトラック運転者が改正基準告示を遵守できるような着時刻を設定してください。

愛 媛 労 働 局 長